

要 望 書

全国市議会議長会指定都市協議会は、多様な大都市制度の早期実現等の要望を別紙のとおり議決いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう、強く要望いたします。

令和 5 年 1 1 月

全国市議会議長会

指定都市協議会

会 長 瀬之間 康 浩

(横浜市会議長)

目 次

1	多様な大都市制度の早期実現……………	1
2	地方税財源の充実確保……………	2
3	地方議会議員の厚生年金への加入……………	4
4	感染症対策や物価高騰への対応……………	5

1 多様な大都市制度の早期実現

地方自治法の施行から75年以上が経過し、この間、地方分権改革の推進や市町村合併等により、広域自治体と基礎自治体の役割は大きく変化している。基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるようにするためには、大幅な事務・権限と税財源の移譲により真の分権型社会を実現する必要がある。

現行の指定都市制度は、65年以上前に、暫定的に導入されたものであり、人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化、大規模災害や感染症の発生、デジタル化の進展などによる課題や、圏域全体の活性化・発展の牽引役、さらには日本の成長のエンジンとして指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度となっていない。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組を行っている。

こうした中、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が施行された一方で、従来から提案している「特別市」制度に関する法的整備はなされておらず、均衡の取れた大都市制度となっていない。

また、道州制を議論する上でも、基礎自治体の権能の充実と新たな大都市制度の位置付けを明確にすることが不可欠である。

よって、国においては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

道府県から指定都市への事務・権限と税財源の移譲を積極的に進めることはもとより、令和3年11月に指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」が取りまとめた最終報告及び第33次地方制度調査会における調査審議の状況を踏まえるとともに、国（総務省）に大都市制度を専門的に検討する専任組織と指定都市との新たな研究会を設置し、「特別市」の法制化に向け議論を加速させるなど、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

2 地方税財源の充実確保

今日の地方自治体においては、急速に進行する人口減少、少子・高齢化に対応した福祉・医療サービスの充実や地域の防災・減災対策をはじめ、活力ある地域社会の実現のための地方創生の推進など、様々な行政課題に対する財政需要は増加の一途にある。さらには、エネルギー・食料品価格等の物価高騰などが地域経済や住民生活に大きな影響を及ぼしており、地方税財源を取り巻く環境は不透明さを増している。

その一方で、地方財政は、依然として財源不足が生じる厳しい状況が続いている。

住民に身近な行政サービスの担い手である地方自治体が、今後も安定的に行政サービスを提供するためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって、国においては令和6年度税制改正・地方財政対策に当たり、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 令和6年度税制改正について

- (1) 雇用や所得環境が改善し、景気は緩やかに回復しているものの、世界情勢や円安に伴うエネルギー・食料品価格等の物価高騰などにより、経済を取り巻く環境は厳しい状況が続き、財源不足が危惧される。

については、今後もきめ細かな行政サービスを安定的に提供していくため、地方税制の拡充強化に努めること。

その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- (2) 指定都市の事務配分に見合った税制上の特例措置を充実すること。
- (3) 固定資産税については、国の経済対策等に用いず、今後も公平かつ簡素な税制を目指すとともに、その安定的な確保を図ること。

新築住宅に係る減額措置その他の固定資産税の非課税、課税標準の特例、減額措置等について、政策効果等を十分検証し、地方自治体の意見を十分に反映させた上で廃止・縮減も含めた抜本的な見直しを行うこと。

- (4) 軽自動車税を始めとした自動車関係諸税の見直しに当たっては、道路・橋梁等の老朽化対策などに対する財政需要が今後とも大幅に増すことから、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

- (5) 法人事業税における電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献するとともに、地元自治体から多大な行政サービスを受益している大規模な発電施設や液化ガス貯蔵設備等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも現行制度を堅持すること。
- (6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の特有の財政需要に対応した貴重な税財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

2 令和6年度地方財政対策について

- (1) 我が国の経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、緩やかに回復しているものの、世界情勢に起因するエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響など、先行きが不透明な状況である。今後も地方財政を取り巻く環境は厳しいものになることが想定され、令和6年度においても、依然として地方財政の財源不足が見込まれる。
については、地域経済の回復をはじめ、子ども・子育て支援の充実など社会保障関係費の増大や地域の防災・減災対策、デジタル化、地球温暖化対策、地域の活性化対策など地方の財政需要を適切に地方財政計画に計上し、地方税・地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。
- (2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。また、地方の財源不足の補填については、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより対応し、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。
- (3) 公共施設等適正管理推進事業費については、個別施設の維持管理、更新等に係る取組が本格化することから、引き続き十分な財源を確保するとともに、時限措置ではなく恒久的な措置とすること。

3 地方議会議員の厚生年金への加入

地方分権の推進に伴い、また、加速する人口減少社会や多様化する住民ニーズへの対応など、政治的・行政的課題が多岐にわたる中、地方議会の役割と責任はますます重要となっており、これらの課題の解決に向けて、何より多様な人材の地方議会への参画が求められている。

とりわけ、就業者の約9割にも達する会社員には、多様な世代と職種、男女が共に含まれ、地方議会においてその知識と経験の活用が期待されるところであるが、地方議会の議員構成は、住民の構成と比較して女性や60歳未満の割合が極めて低いなど、性別や年齢構成の面で多様性を欠く状況が続いている。

また、令和5年に実施された統一地方選挙においても、投票率の低下や無投票当選者数の増加など、住民の関心の低下や議員のなり手不足が懸念される結果となった。

これらの課題解決のため、地方議会として、開かれた議会への取組を含め種々の議会改革に努めているところであるが、多様な人材の立候補を促すための環境を整えることが必要である。

そのためには、会社員が議員に転身する場合でも、切れ目なく厚生年金の適用を受けることができれば、老後の生活や家族の心配を軽減して選挙への立候補が可能となり、多様な人材の市議会への参画に大きく寄与すると考えられる。

よって、国においては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

地方議会における多様な人材の確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を、国民の理解を得ながら早急に実現すること。

4 感染症対策や物価高騰への対応

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症に移行され、国内の地域経済は、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、海外景気の下振れなどによる影響が懸念されている。そのような中、世界情勢に起因するエネルギー・食料品価格等の物価高騰などにより、長期間にわたって市民生活への深刻な影響が生じている。

指定都市は、我が国の人口の2割を超える2,700万人以上が居住する各圏域の社会経済活動の中心である。また、感染症対応の最前線である保健所や地方衛生研究所を有し、医療機関も集積する地域医療の拠点としての役割も担っている。このようなことから、各地域の実情を詳細に把握している指定都市が主体となり大都市部における感染拡大防止策や経済の活性化に取り組むことが我が国全体の感染拡大防止と社会経済活動の両立の成否に極めて重要である。

よって、国においては、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 感染症対策に関する事務・権限の移譲

大都市部の感染拡大防止等の対策に最前線で取り組む指定都市の重要な役割に対して、指定都市の権限が依然として極めて限定的となっているため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく、道府県の権限を、希望する指定都市に財源と併せて移譲できるようにすること。

2 感染症や物価高騰対策に要する財政措置

引き続き、人口や経済活動が集積する大都市の財政需要に十分配慮し、平時における感染対策の強化や今後の感染症危機への備え、生活者・事業者支援等に継続して取り組めるよう、国が行う臨時の給付施策等を含め、必要な財政措置を確実に講ずること。

特に、感染症や物価高騰への対応のための地方向け交付金については、財政力にかかわらず必要な額を措置する算定方法とし、大都市に十分配慮すること。

また、病院、交通、上下水道事業を始めとする公営企業についても、光熱

費や燃料費の増大による収益悪化に対応できるよう、十分な支援策を講ずること。

3 新型コロナウイルスワクチン接種の安定的な制度への円滑な移行

ワクチン接種については、地方自治体の準備期間を考慮し、具体的な事業内容を早期に提示するとともに、円滑な接種の推進に支障を来すことがないよう接種費用単価の適正な水準への引上げ、ワクチンの安定供給及び医薬品の卸売販売業者による流通体制の確立を図ること。

また、安定的な制度の下での実施に当たっては、全額国費による財政措置を行うこと。

併せて、新型コロナウイルスワクチンの長期的な副反応に関する相談に対応するため、専門的な相談体制を構築する自治体に対しては、必要な財源を全額国庫負担により措置すること。